

2011年9月16日

各位

株式会社ブリヂストン  
中央区京橋1丁目10番1号  
広報部  
TEL (03) 3563-6811  
FAX (03) 3567-4615  
<http://www.bridgestone.co.jp>

マリンホース等の工業用品に係わる米国司法省との有罪答弁合意について

株式会社ブリヂストン（社長 荒川詔四）は、2011年9月12日（米国東部時間）、米国司法省と、今後裁判所の承認を受ける有罪答弁合意書を締結いたしました。

当社は、マリンホースの販売に関する国際カルテルの関与について、2007年5月より米国司法省の捜査を受けておりました。また、当社は、工業用品の販売に関して、主に中南米における海外エージェントを通じた中南米の外国公務員に対する不適切な支払に焦点を当てた米国司法省の捜査を受けておりました。当社は、これらの捜査に全面的に協力してまいりました。

米国司法省は、当社が捜査に対して、極めて協力的であったことを認めております。さらに、旧化工品海外部の解体、工業用品販売の米国子会社 Bridgestone Industrial Products of America, Inc. のヒューストン事務所の閉鎖、多数のエージェントの解約、従業員に対する再発防止策の実施について米国司法省は評価しております。当社はまた、マリンホース事業からの撤退を決定しております。

有罪答弁合意書では、当社は米国独占禁止法違反の謀議および米国海外腐敗行為防止法違反の謀議について有罪を認めました。罰金額は、当社の捜査協力と再発防止の努力が考慮され、米国量刑ガイドラインにより算出された金額から大きく減額された結果、28百万ドル（約22億円）となりました。この有罪答弁合意書は、テキサス州ヒューストンの米国連邦地方裁判所の承認を受けることとなります。この合意書が承認されれば、当社およびマリンホース等の工業用品の製造や販売に関わる子会社に対する米国司法省の捜査は終了することとなります。

当社は、徹底して取り組んでまいりました再発防止策の一層の推進を図り、各国の独占禁止法や米国海外腐敗行為防止法を含む各国の贈収賄規制の順守に努めてまいります。

以上